試験・資格制度等の検討にあたっての論点

平成 22 年 4 月 13 日

1. 前回の制度改正の趣旨と現状の問題点

- (1) 公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方に基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験となるよう、平成15年に制度改正を行った。
- (2) しかしながら、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、また、社会人の合格者の増加も十分でないなど、制度改正の狙いは道半ばの状況にある。更に、試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験を満たす目途が立っていない者が多数発生している。

こうしたことにより、試験制度の魅力の低下が懸念されている。

2. ねらい

- (1) 社会人を含めた幅広い分野に受験生のすそ野を広げ、有為な人材を監査業界、経済界等に輩出できるような魅力のある試験・資格制度とすること
- (2) 公認会計士や合格者が経済界等に活動領域を拡大し、企業の財務情報の信頼 性確保等のために貢献すること
- (3) 長期の勉強期間が必要であり、合格年齢が高くなること等から、合格しても 就職できない者が多数発生するという社会的損失をできる限り抑制すること
- (4) 監査証明業務に従事する者(監査の専門家)の質を確保すること
- (5) 日本の社会・企業の特質、就職慣行等に適した制度とすること

3. 論点

これまで懇談会において一系統二段階の試験・資格制度を想定しつつ、様々な 角度から検討が行われてきた。ここで提起された論点を以下のように整理したと ころ、これらについてどう考えるか。

(1) 総論的な論点

- ① 合格者の進路決定の多様化や柔軟化を進め、実務経験の幅広い機会を提供するため、早い時期(例えば、一段階目の試験の合格時)での就職活動を促すことについて
- ② 社会人の受験参入や資格取得、ひいては未就職合格者の職業選択の多様化を促進するため、働きながらの合格や資格取得を円滑化することについて
- ③ 一定の会計知識を有することを認めるとともに、公認会計士登録に至る次のステップへの更なる努力を促すための意欲付けを行うため、途中段階での何らかの資格の付与を導入することについて

④ 公認会計士の登録をしている者の質の確保を図る観点から、CPE 義務の履行を徹底するための仕組みを導入することについて

(2) 各論的な論点

- ① 一段階目の試験について
 - ・「監査の専門家又は経済界等で活躍する会計の専門家の候補者選抜試験」 との考え方について
 - ・早い段階での就職活動を促すための方策(周知、出題範囲等)
 - ・一段階目の合格者数(合格率)や難易度をどうするか
 - (注)若い年代での合格の観点からは一段階目の合格者数の大幅増が望ましいが、これ は二段階目での厳しい選抜につながる可能性がある。この点についてどう考えるか。
 - ・実務経験を二段階目の試験の受験要件とすることについて
 - (注) 一次試験合格者の就職加速化の効果が期待されるが、他方、負の影響としてどのようなことが考えられるか。

② 二段階目の試験等について

- ・監査の専門家だけを選抜する試験なのか、経済界等で活躍する会計の専門 家も選抜する試験なのか
- ・働きながらの受験勉強の負担を分散・軽減する方策
- ・社会人にとって受験しやすい出題方法、科目、免除要件、合格者数(合格率)や難易度等をどう考えるか
- ・途中段階の資格は、一段階目と二段階目のいずれの合格時か
 - (注)早い時期の就職を促すためには、一段階目の合格時に何らかの資格を付与することが考えられる。他方、平成 15 年改正時においては、論文合格段階で公認会計士としての資格を登録し、実務経験と実務補習の終了時に開業登録を行う制度についての検討が行われたが、採用が見送られた。

③ 実務補習と実務経験について

- ・働きながらでも履修可能な実務補習について (例) 実務補習と二段階目の試験や CPE との役割分担、カリキュラム編成や期間等
- ・実務経験として認められる勤務先企業の資本金要件等

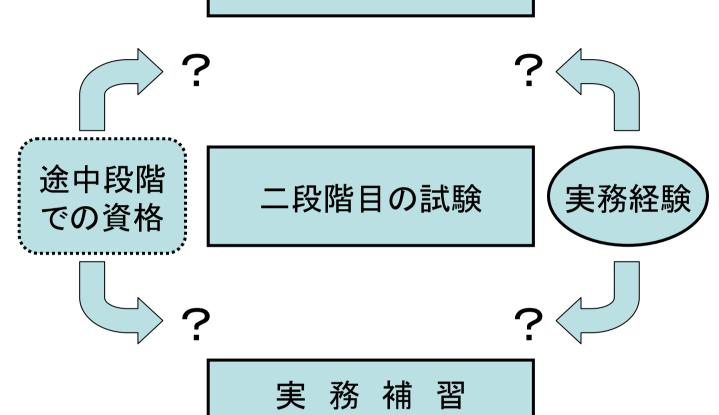
④ CPE義務の履行徹底について

- ・登録の更新制度を導入し、CPE を更新要件とすることについて
- ・単位数や内容について

⑤ 試験科目等について

- 出題方法、科目、免除要件等
- ・国際教育基準を踏まえ、一般教養科目や実務補習をどうするか





公認会計士 資格登録?

C P E